



水巻町行政改革大綱の実施状況(平成9年度～平成16年度の実績)

重点項目		実施状況	
簡素で効率的な行政運営の確立	<b>補助金等の見直し</b>		
	a	補助金の適正化と点検の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>町監査委員による補助金特別監査実施(15年8月)町単独による補助金70件について監査の結果、行政効果、事業内容、交付年限の設定など、全体的な見直しが必要であるとの指摘を受けた。</li> <li>水巻町補助金交付規則を制定(16年3月)</li> <li>各種団体に補助金交付申請書と実績報告書の提出を義務付けた。(16年度)</li> </ul>
	b	前納報奨金制度の廃止	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成11年度以降全廃。(10年度予算6,100千円)</li> </ul>
	c	納税組合奨励金の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成10年度から15年度まで段階的に削減。</li> <li>11年度4,750千円、12年度4,555千円、13年度4,652千円、14年度4,228千円、15年度3,926千円、16年度 <b>廃止</b></li> </ul>
	d	粗大ゴミの有料化	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成11年4月実施。(遠賀中間広域行政事務組合)</li> </ul>
	e	広域行政負担金の抑制	<ul style="list-style-type: none"> <li>経常経費の削減については、毎年、財政計画、予算編成説明会のつど構成団体から申し入れを行ってきた。ここ数年は大規模投資事業もなく、ほとんどが経常経費に対する負担金となっている。</li> <li>広域組合負担金の推移(単位:100万円)</li> <li>10年度 847 11年度 856 12年度 864 13年度 884 14年度 867 15年度 854 16年度 862</li> </ul>
	<b>扶助費等の見直し</b>		
	a	敬老祝金の縮小	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成11年1月条例改正。70歳5千円、77歳1万円、88歳3万円、99歳50万円の節目支給へ</li> <li>平成17年4月条例改正。99歳50万円 20万円に減額</li> </ul>
	b	同和関係就学助成制度の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成14年度から廃止。13年度支給額 546千円。</li> </ul>
	<b>町税使用料等収納率の向上</b>		<ul style="list-style-type: none"> <li>公共施設使用料の改定を実施(9年6月施行) 消費税分5%を引き上げた。</li> </ul>
	a	口座振替利用者の拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>口座振替利用率 15年度 34.3% 16年度 33.8% 17年度 35.3%</li> </ul>
	b	滞納処分システムの確立	<ul style="list-style-type: none"> <li>滞納整理支援システム導入(15年度) 滞納者情報の蓄積、滞納処分の強化</li> <li>過去4年間の滞納繰越分7月末収入額</li> <li>14年度 2,390万円 15年度 1,990万円 16年度 2,380万円 17年度 3,390万円</li> </ul>
	c	保育料の収納率向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>夜間徴収の強化、保育所での納入指導、定期的な催告書の発送等により、滞納者への納入指導を強化している。</li> </ul>
	<b>町営住宅のあり方</b>		
	a	住宅再生マスタープランの策定	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成10年度策定済。その後、公営住宅法の改正等のため、平成15年度に「水巻町営住宅ストック総合活用計画」を策定した。</li> </ul>
	b	景観改善事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>高松町営住宅は、平成11年度までに事業完了。</li> <li>鯉口町営住宅は、平成10年度から事業に着手し、平成14年度末に完了した。</li> </ul>
	c	改良住宅家賃体系の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>改良住宅の割り増し賃料については、平成7年度から実施しているが、応能応益家賃体系の導入については、問題点も多く、未実施。</li> </ul>

簡素で効率的な行政運営の確立	<b>保育所のあり方</b>		
	a	町立保育所運営の効率化	・旧第2保育所(定員60人)廃園(17年3月)
	b	長期的な保育指針づくり	・児童育成計画策定(11年3月) 既存在数の見直しや統合による効率化の検討など必要に応じたサービスの提供に努める。 ・次世代育成支援行動計画策定(17年3月) 病後時保育や低年齢保育などを検討する。
	<b>母子寮のあり方</b>		
	a	民間活力の導入、広域的な運営の検討	・建物本体(木造)が40年経過のため老朽化しており、民間運営のためには、施設の改善が必要である。 ・現在9世帯が入居しているが、郡内からの居住者は皆無であり、入所の措置権が県にあるため広域的な運営は難しい。 ・今後は、再任用職員の活用による人件費の節減を検討する必要がある。
	<b>学校給食のあり方</b>		
	a	コスト削減に向けた検討	・正規職員退職(16年度2名)は長期臨時職員で対応 ・日々雇用臨時職員は必要最小限の時間単位で雇用
	<b>学校用務員のあり方</b>		
	a	要員の効率的な運営を検討	・正規職員退職(15年度1名)の補充は委託方式で対応し、その委託終了後は不補充とし、6名の用務員で7校の業務を処理している。
	<b>水道事業会計について</b>		
	a	料金体系の見直し	・水道料金の改定(消費税3%)12年5月検針分から ・水道料金の改定(消費税5%)14年10月検針分から
	<b>下水道事業会計</b>		
	a	下水道使用料の見直し	・(未実施) 現行使用料 140円/m <sup>3</sup> 平成元年改定 135円/m <sup>3</sup> 140円/m <sup>3</sup>
	<b>食糧費について</b>		
	a	食糧費の支出基準の見直し	・交際費・食糧費の支出基準見直し(11年4月)付属機関等が実施する懇親会の支出上限額を次のとおり設定した。 特別職6000円、一般職3000円 ・特別職の上限を5,000円に改正(13年4月)
<b>民間活力の導入</b>			
a	民間活力の導入の推進	・えぶり山荘の管理業務を社会福祉協議会に委託(13年度) ・町長公用車運転業務を個人へ委託(15年度) ・町営住宅営繕業務を個人へ委託(15年度)	

簡素で効率的な行財政運営の確立	<b>OA化の推進・定員管理及び給与の適正化</b>	
	a 電算コストの削減	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遠賀郡4町の合併協議が進行中であり、無駄な投資を抑えるため、新たなシステム開発は極力抑制した。</li> <li>・基幹業務システムをオフコンシステムからパソコンシステムへ移行(18年4月本稼動)</li> </ul>
	b パソコンへの転換	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公文書の作成をワープロからパソコンへ転換する方針を決定(13年3月)</li> <li>・ワープロ文書の廃止(14年3月)</li> <li>・OAフロアー化の実施(15年6月)</li> <li>・一人1台パソコン体制確立(15年10月)</li> <li>・庁内パソコンLAN導入・グループウェア開始(15年10月)</li> </ul>
	c OA研修制度の確立	<ul style="list-style-type: none"> <li>・希望職員を対象にワード、エクセル、インターネット、メールの研修を実施。(15年度以降毎年実施)</li> <li>・保育士を対象とした特別研修を実施(16年度)</li> </ul>
	d 定員の抑制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・9年度の206人をピークに概ね毎年度、減員を図っている。17年度は182人とピーク時に比べ24人、11.7%の減少である。なお、この間、下水道事業の増大や福祉事業の権限委譲、介護保険事業の開始など、事務量は増大している。</li> </ul>
	e 給与の適正化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ラスパイレズ指数は、15年度104.7、16年度102.4と下がっているが、特に取組みは行っていない。</li> </ul>
	f 諸手当の適正化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大部分は、国に準じた支給としている。</li> <li>・調整手当は、4% 3%に減額(15年度)</li> </ul>
<b>健全な財政運営</b>		
a 中期財政計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長期的な展望にたった行財政の健全な運営を図るため、計画期間3年間の中期財政計画を策定している。</li> <li>・この計画は、社会・経済情勢の変化に伴う財政状況や事業の重要度、緊急性、効率性などを十分に検討しながら、毎年ローリング方式で見直しを行っている。</li> </ul>	
b 財政構造の健全化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町税・地方交付税などの経常一般財源が減少する中、経常的支出が増大しているため、財政構造の弾力性を表す経常経費比率が急激に悪化するなど、財政の健全性は失われつつある。その中で、基金を大きく取り崩すことなく、むしろ増加していることなどは、財政健全化の一つの効果と判断している。</li> <li>・経常経費比率の推移 10年度 80.7 11年度 81.5 12年度 83.5 13年度 86.6 14年度 84.9 15年度 86.6 16年度 93.9</li> </ul>	
c 経常経費の節減	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予算編成時における物件費等のマイナスシーリングの継続実施など、経常経費の抑制については常に重点化の方針を立て予算編成を行ってきた。しかしながら、福祉、環境、教育分野など多様化、増大化する行政需要に対して、削減効果だけでは吸収しきれない状況となっている。</li> <li>・経常的物件費の推移(単位:100万円) 10年度1,149 11年度1,198 12年度1,290 13年度1,355 14年度1,364 15年度1,308 16年度1,333</li> </ul>	
<b>行政サービスの向上</b>		
a 庁舎環境の改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>・階段踊り場スペースに絵画等を展示(9年度)</li> <li>・ファイリング導入による事務室環境の改善(9年度)</li> <li>・教育委員会事務室のオープン化(10年度)</li> <li>・OAフロアー化(15年6月)</li> </ul>	

住民ニーズに即応した施策の展開	b	窓口サービスの向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 窓口カウンターのローカウンター化(9年度・10年度)</li> <li>・ 役場内指定金融機関の収納時間延長(11年4月) 9:00～16:00 8:30～17:00</li> </ul>
	<b>公共施設の有効活用</b>		
	a	学校の余裕教室の有効活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小中学校で40の空き教室を転用</li> <li>・ 転用後はランチルーム、少人数授業教室、教具室、児童会室等に利用</li> </ul>
	b	第3保育所移転後の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 町営駐車場(91台)として整備。17年4月から供用開始</li> <li>・ 月額駐車料金4,532円</li> </ul>
	c	公共用地の有効活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共工事の資材置場として短期の貸し出しを行った。(吉田ぼた山跡地・牟田ぼた山)</li> <li>・ 地域の臨時駐車場として賃貸(垣添・吉田 月額3,000円)</li> </ul>
	<b>高齢化社会に向けた施策の推進</b>		
	a	高齢者保険福祉計画の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第2期高齢者保健福祉計画の策定(12年3月)介護保険制度の導入</li> <li>・ 第3期高齢者保健福祉計画の策定(15年3月)自律と参加の福祉のまちづくり</li> <li>・ 平成15年度から、地域ケア会議にて高齢者保健福祉計画の事業評価を毎年実施し、その結果を町長に報告している。</li> </ul>
	b	在宅サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 休日・夜間の巡回型ヘルプサービス実施(平成12年4月)</li> <li>・ 介護保険法の施行により、要介護認定を受けた人はケアプランに基づいて訪問介護サービスが受けられるようになった。</li> <li>・ 独居老人給食サービスの充実 <ul style="list-style-type: none"> <li>週2回を週3回に拡大(10年4月実施)</li> <li>週3回を週5回に拡大(17年4月実施)</li> </ul> </li> </ul>
	c	高齢者や障害者に優しい町営住宅の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 町営住宅の建替事業は実施していないので、新築については未実施。</li> <li>・ 平成10年度から片廊下形式住棟の1階に発生した空家について、車椅子・高齢者向け改造を実施している。(平成16年度までに15戸改造済み)</li> </ul>
	d	福祉バスの運行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 福祉バス運行開始(9年4月)</li> <li>対象者：高齢者、障害者、妊婦と幼児</li> <li>料金：無料</li> <li>運行方法：マイクロバス2台で1日4回巡回</li> </ul>
	<b>国際交流の推進</b>		
	a	国際交流協会設置の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国際交流協会発足(16年4月) 賛助会員59団体 家族29 一般会員347人</li> </ul>
	<b>時代に即応した組織・機構の見直し</b>		
	a	組織・機構の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 機構改革の実施(12年4月・13年4月) <ul style="list-style-type: none"> <li>福祉課 + 健康対策課 健康福祉課</li> <li>図書館歴史資料館の新設</li> <li>住宅課 + 都市計画課 都市整備課</li> <li>吉田ぼた山開発対策室の廃止</li> </ul> </li> </ul>

情報化の推進・住民参加システムの確立	<b>行政の情報化の推進</b>	
	a	<p>情報公開条例の制定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報公開に対応するため全庁的なファイリングシステムを導入(9年度)</li> <li>・情報公開条例制定(11年4月) 条例施行(11年10月)</li> <li>・交際費及び食糧費に関する公文書の公開基準制定(13年3月)</li> </ul>
	b	<p>地域情報の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水巻町ホームページの開設(14年) 広報みずまき、議会だより、例規類集、町長の日程、入札情報、暮らしの情報、蔵書の検索などを公開</li> <li>・水巻町地域情報化計画の策定(15年3月)</li> <li>・各施設にキヨスク端末を設置し、施設予約システムを導入(16年10月)</li> </ul>
	<b>住民参加のシステムづくり</b>	
	a	<p>行政情報の発信の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・役場玄関に情報公開コーナーを設置(11年)</li> <li>・図書館歴史資料館をオープン(12年9月) ホームページでの蔵書検索を開始</li> <li>・町の公式ホームページを開設(14年4月) メールによる意見の受け付けを開始</li> <li>・生涯学習支援センターの事業として出前講座を開始(14年11月)</li> </ul>
	b	<p>各種委員会等への住民公募</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水巻町附属機関等の設置等に関する要綱を制定。附属機関の設置目的が幅広い町民の意見を反映することが求められる場合は公募による町民の参加に努めることとした。(14年3月) (公募の例) 男女共同参画懇話会 高齢者保健福祉計画策定委員会 行政改革推進委員会 個人情報保護審議会</li> </ul>
	c	<p>女性行政の推進窓口の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・機構改革により企画課企画係に男女共同共同参画担当職員を配置(13年4月)</li> </ul>
	d	<p>各種委員会等への女性の参加</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水巻町附属機関等の設置等に関する要綱を制定。女性委員の割合が30%以上となるよう積極的な登用を図ることとした。(14年3月)</li> <li>・女性の登用状況 17.9% (16年4月現在、県内96市町村のうち38位)</li> </ul>
	<b>監査委員制度の改善</b>	
	a	<p>行政職員OB以外の選任</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成9年3月から民間人を選任</li> </ul>
地方分権に 政策立案機能 に 対応 する	<b>職員の能力開発</b>	
	a	<p>職員研修体制の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規採用、一定の経験者、職階別、専門研修と一応の研修体制を確立している。</li> </ul>
	<b>行政の文化化</b>	
a	<p>役場のイメージアップ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・案内板の改善・町民ギャラリーなど庁舎の改善(11年)</li> <li>・分煙の取組み。分煙機の設置(12年)</li> <li>・分煙機の廃止、喫煙室を設置(16年)</li> </ul>	
b	<p>水巻町シンボルマークの作成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・シンボルマークの公募(9年11月)を実施。</li> <li>・1,025点の応募作品から大イチョウをイメージして「水」の文字を表現したデザインを採用。(10年3月)</li> <li>・封筒や公用車、各種印刷物などに「町の顔」として活用(10年度)</li> </ul>	